

「独占禁止法に関する相談事例集（平成 19 年度）」の公表について

平成 20 年 7 月 10 日

公正取引委員会

公正取引委員会では、事業者又は事業者団体がこれから行おうとする具体的な行為に係る独占禁止法上の問題の有無等について相談を受け付けており、併せて独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、寄せられた相談のうち他の事業者等にも参考になると思われる事案について、その概要を事例集にまとめ公表している。

このたび、平成 19 年度中に当委員会に寄せられた相談を基に事例集を作成し、本日、公表した。

今回掲載した事例のなかで、最近の経済社会状況を反映したとみられるものとしては、次のものが挙げられる。

競合する建築資材メーカー同士が、運送コスト削減のため、遠隔地販売先向け製品について、毎月一定量を相互にOEM供給を行うことについて、独占禁止法上の問題の有無を問うもの

地方公共団体、住民団体及び小売事業者が、レジ袋の利用抑制のための取組として、レジ袋の提供を有料化するとともに、提供するレジ袋の単価を取り決めることについて、独占禁止法上の問題の有無を問うもの

原油価格及び穀物価格の高騰に伴う原材料費等の値上がりを受けて、製造コストが大幅に上昇し、業界が困窮していることから、事業者団体が会員事業者の取引先事業者に対して、業界の窮状を訴える文書を発出することについて、独占禁止法上の問題の有無を問うもの

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部相談指導室

電話 03 - 3581 - 5481（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

< 参考 > 内容別相談件数（企業結合関係を除く。）

内 容	相談件数	
	平成 18 年度	平成 19 年度
事業者の活動に関する相談	1,806	1,897
流通・取引慣行に関する相談	( 1,535 )	( 1,593 )
技術取引に関する相談	( 63 )	( 87 )
共同研究開発に関する相談	( 23 )	( 14 )
共同行為に関する相談	( 121 )	( 93 )
その他	( 64 )	( 110 )
事業者団体の活動に関する相談	573	433
合 計	2,379	2,330

2 1 . 2 - 0 8 - 0 0 1
-----------------------

2 8 4 - 0 0 - A
-----------------

## 独占禁止法に関する相談事例集（平成 19 年度）

平成 20 年 7 月

公正取引委員会事務総局

## 目 次

### 【流通・取引に関するもの】

#### 1 輸入総代理店による自社輸入品と並行輸入品との点検料金の差別化 1 ページ

輸入総代理店が、点検料金について、自社輸入品を並行輸入品より有利な条件とすることは、並行輸入品の実質的な修理拒否とは認められない場合には、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 【業務提携に関するもの】

#### 2 競合する建築資材メーカー間の相互OEM供給 4 ページ

建築資材メーカー 2 社が、運送コスト削減のため、遠隔地販売先向け製品について毎月一定数量を相互にOEM供給を行うことについて、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 【共同行為に関するもの】

#### 3 レジ袋の利用抑制のための有料化の取組 7 ページ

市、住民団体及び小売事業者が、平成 19 年×月 日以降、市内の小売店舗での商品の販売に際して、レジ袋の提供を有料化するとともに、提供するレジ袋の単価を 1 枚 5 円とする内容の協定を締結することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#### 4 容器回収の共同化 10 ページ

情報機器メーカーが、情報機器に使用する消耗品の容器回収を共同で行うことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 【技術取引に関するもの】

#### 5 特許製品の販売先の制限 13 ページ

ライセンサーがライセンシーに対して、ライセンス技術を用いた製品の販売先を制限することは、その理由、制限内容等から公正な競争を阻害するものとは認められない場合には、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 【事業者団体の活動に関するもの】

#### 6 事業者団体による製品の耐用年限等の設定 16 ページ

事業者団体が、ユーザーの安全の確保に資するため、会員事業者が製造・販売する製品の耐用年限及びその算定基準を設定することについて、具体的な耐用年限の設定は独占禁止法上問題となるおそれがあるが、耐用年限の算定のための客観的な基準を設定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

## 7 事業者団体による部品の推奨保有期間の設定

19 ページ

流通POS端末のメーカー等が加盟する団体が、ユーザーの利便に資するため、流通POS端末の保守用部品の推奨保有期間を設定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

## 8 事業者団体による会員事業者の取引先に対する取引慣行の改善依頼文書の発出等

22 ページ

非鉄金属製品のメーカーの団体が、会員事業者の取引先に対して、取引基本契約書の締結を求めるなど、取引慣行の改善依頼を行うこと、また、会員事業者に対して、モデル契約書を作成配布することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

## 9 事業者団体による標準積算資料の作成

24 ページ

コンクリート構造物の強度測定を行う業者等の団体が、発注者からの問い合わせ等に対応するため、会員事業者から費用項目ごとの単価が掲載された積算内訳書を収集し、標準積算資料を作成・公表することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

## 10 事業者団体による取引先事業者に対する要請文書の発出

27 ページ

加工食品メーカーの団体が、取引先小売業者に対し、業界の窮状を訴える文書を発出すること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 【大規模小売業者の活動に関するもの】

## 11 大規模小売業者による災害時における廉価販売

29 ページ

大規模小売業者が、災害時に被災地域において、被災者にとって災害時に必要とされる物品を選定し、当該物品に限定して、通常の仕入価格を下回る価格で販売することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

## 12 大規模小売業者による従業員等の人件費を納入業者に負担させる行為

31 ページ

大規模小売業者が自己の店舗内の売場において販売業務に従事する販売員を、納入業者が派遣する販売員から自己の従業員等に変更するに当たり、新たに発生する人件費負担増に見合う金額について、納入業者からのリベートとして収受することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

### 13 大規模小売業者の食品売場における試食販売イベントの実施

33 ページ

各種イベントの企画・運営業者が、大規模小売業者からの業務委託を受け、大規模小売業者の食品売場における試食販売イベントを行うに当たり、大規模小売業者が業務委託に係る費用の一部を納入業者に一定額の協賛金として負担させることについて、実質的に大規模小売業者が、納入業者に対し、算出根拠が不明確である協賛金を負担させることになることなどから、大規模小売業者について、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

<参照条文>

36 ページ

公正取引委員会における事前相談制度の概要

38 ページ

## はじめに

### 1 「独占禁止法に関する相談事例集」について

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）の適切な活動に役立てるため、各種のガイドラインを公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにするとともに、個別の相談に対応してきた。

このような相談については、独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考となると思われる相談の概要を、主要な相談事例として取りまとめて公表してきており、本年も、法運用の考え方を具体的かつ分かりやすく示すものとして、事業者等の活動に関する最近の相談事例（平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月）を取りまとめ、『独占禁止法に関する相談事例集（平成 19 年度）』として公表することとした。

なお、事業者等の活動に関する主要なガイドラインは、次のとおりである。

流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通取引慣行ガイドライン）（平成 3 年 7 月）

共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（共同研究開発ガイドライン）（平成 5 年 4 月）

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（事業者団体ガイドライン）（平成 7 年 10 月）

リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（リサイクルガイドライン）（平成 13 年 6 月）

知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（知的財産ガイドライン）（平成 19 年 9 月）

### 2 相談制度の概要

公正取引委員会は、平成 13 年 10 月から「事業者等の活動に係る事前相談制度」（38 ページ参照）を実施している。

また、公正取引委員会は、事業者等からの電話、来庁等による相談を受け付け、相談者が実施しようとする具体的な活動について独占禁止法上の問題点を検討し、回答するとともに、問題点の解消のための指摘を行っている。

### 3 独占禁止法に関する相談件数

平成 19 年 4 月以降平成 20 年 3 月末までに、電話、来庁等によって受け付けた事業者の活動に関する相談件数は 1,897 件、事業者団体の活動に関する相談件数は 433 件であり、相談の内容別に整理すると、次表のとおりである。

<相談内容別件数> (企業結合に関する相談を除く。)

	平成 18 年度	平成 19 年度
事業者の活動に関する相談	1,806	1,897
流通・取引慣行に関する相談	( 1,535 )	( 1,593 )
技術取引に関する相談	( 63 )	( 87 )
共同研究開発に関する相談	( 23 )	( 14 )
共同行為に関する相談	( 121 )	( 93 )
その他	( 64 )	( 110 )
事業者団体の活動に関する相談	573	433
合計	2,379	2,330

(注) 事前相談制度(38 ページ参照)に基づく相談(公正取引委員会ホームページに掲載)件数は、平成 18 年度 1 件、平成 19 年度 0 件である。

(掲載先) 公正取引委員会ホームページ

<http://www.jftc.go.jp/jizen/soudan.html>

#### 4 相談事例集の内容及び性格

- (1) この相談事例集では、独占禁止法に関する相談から、企業結合に関するもの(別途、毎年公表している。)を除いたもののうち他の事業者等の参考となると考えられるものを掲載している。
- (2) 相談の内容は、相談者の秘密保持に配慮し、相談者名等を匿名にした上で、今後の事業活動の参考となるよう分かりやすくするための修正等を行った上で取りまとめたものであり、必ずしも実際の事案と一致するものではない。
- (3) 相談に対する回答は、相談者から提示された内容に基づき、その限りにおいて独占禁止法上の考え方を示したものであり、必ずしも他の事業者等の場合にそのまま当てはまるものではない。

#### 5 過去の相談事例

平成 12 年 1 月以降平成 19 年 3 月末までに、公正取引委員会に寄せられた主要な相談事例を公正取引委員会ホームページに掲載している。

(掲載先) 公正取引委員会ホームページ

<http://www.jftc.go.jp/soudanjirei/jireiindex.html>

相談を希望される場合は、39 ページに掲載されている窓口まで御連絡ください。



[ 並行輸入品の点検料金の差別化 ]

## 1 輸入総代理店による自社輸入品と並行輸入品との点検料金の差別化

輸入総代理店が、点検料金について、自社輸入品を並行輸入品より有利な条件とすることは、並行輸入品の実質的な修理拒否とは認められない場合には、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X社（機器Aの国内輸入総代理店）

2 相談の要旨

（1）X社は、海外で製造される機器Aの日本における輸入総代理店として、機器Aの輸入、販売、修理・点検等のアフターサービスを行っている。

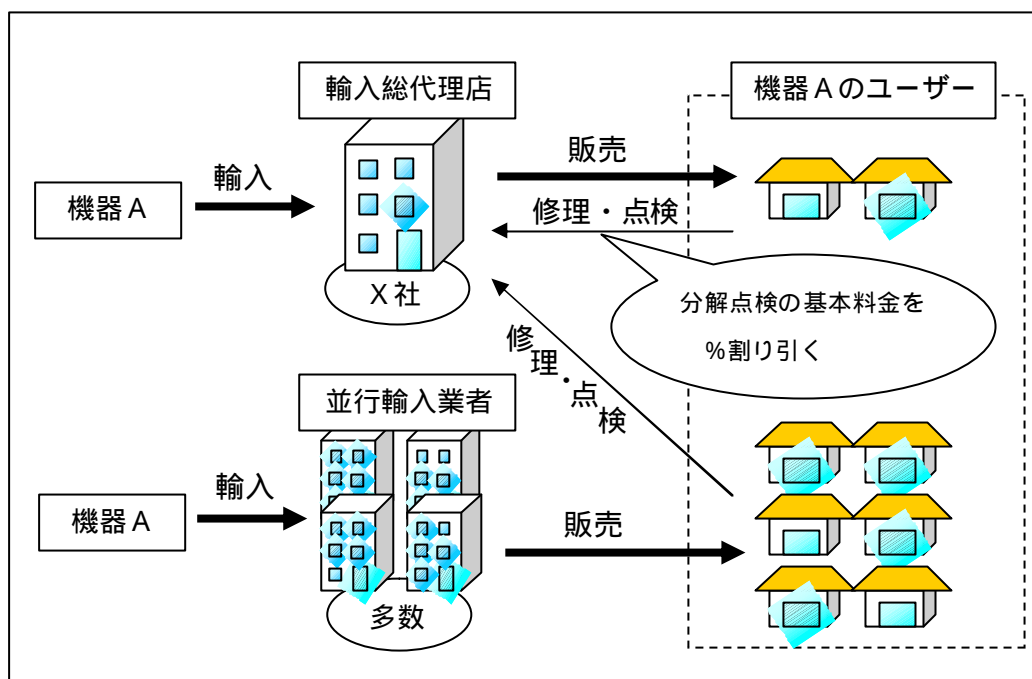
（2）機器Aについては、X社のほか並行輸入を行う並行輸入業者が多数存在している。並行輸入品は自社輸入品より2割程度安く販売されており、近年では、並行輸入品の販売量は自社輸入品の数倍あるという状況である。

（3）機器Aの修理・点検については、ごく一部の並行輸入業者が体制を整えて対応しているものの、現状では、並行輸入品を含めて修理・点検のほとんどをX社が有償で行っているのが実態である。

また、X社は、機器Aをユーザーに長期間故障なく使用してもらうため、年に1回の分解点検を推奨しており、この点検で傷んだ部分が見つければ部品交換を行っている。

（4）X社は、これまで、並行輸入品についても自社輸入品と差別することなく修理・点検の依頼があれば対応してきたが、並行輸入品の修理・点検の依頼が増加し、自社輸入品の数倍にもなったことに伴い、修理・点検対応のための人件費等のコストが増加していることから、依頼件数の多い分解点検について、自社輸入品及び並行輸入品とも部品交換費用を除いた基本料金を引き上げることとするが、この基本料金引上げ後に新規に自社輸入品を購入したユーザーからの分解点検の依頼の場合に限って、基本料金を % 割り引くことを検討している。

なお、故障発生時の修理については、自社輸入品と並行輸入品とで料金に差を設けない。



このようなX社の取組は，独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

(1) 一般に，総代理店は自己の供給する数量に対応して修理体制を整えたり，補修部品を在庫するのが通常であるから，並行輸入品の修理に応じることができず，また，その修理に必要な補修部品を供給できない場合もある。したがって，例えば，総代理店が修理に対応できない客観的事実がある場合に並行輸入品の修理を拒否したり，自己が取り扱う商品と並行輸入品との間で修理等の条件に差異を設けても，そのこと自体が独占禁止法上問題となるものではない。

しかし，総代理店若しくは販売業者以外の者では並行輸入品の修理が著しく困難であり，又はこれら以外の者から修理に必要な補修部品を入手することが著しく困難である場合において，自己の取扱商品でないことを理由に修理若しくは補修部品の供給を拒否し，又は販売業者に修理若しくは補修部品の供給を拒否するようにさせることは，それらが契約対象商品の価格を維持するために行われる場合には，不公正な取引方法（一般指定第15項・競争者に対する取引妨害）として問題となる。

〔流通取引慣行ガイドライン 第3部第3-2(6)並行輸入品の修理等の拒否〕

(2) 修理料金を差別したり，修理を著しく遅らせるなどの差別的取扱いについては，商品仕様が異なる等合理的な理由がある場合は別として，自己の取扱商品ではないことを理由として並行輸入品の修理料金を不当に高く設定するなど，実質的に修理拒否と同様の効果を有する場合は，前記と同様に考えられる。

( 3 ) 本件の場合、ごく一部の並行輸入業者が修理・点検に対応しているものの、現実には並行輸入品の修理・点検のほとんどを X 社が対応している状況であることから、X 社以外の者では並行輸入品の修理・点検が著しく困難であることを前提に検討する。

( 4 ) 本件の場合、

ア 故障修理については、X 社輸入品と並行輸入品とで料金に差を設けるものではないこと

イ 分解点検の実施は推奨にすぎず、これを行わなかったからといって使用できなくなるものではないこと

ウ 分解点検の頻度は 年に 1 度であり、分解点検の基本料金を X 社輸入品について % 割り引いたとしても、並行輸入品との基本料金の差は、X 社輸入品と並行輸入品との機器 A 本体の価格差の 2 割にも満たない程度のものであること

から、本件は、実質的に修理拒否と同様の効果を有するとは認められないので、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

#### 4 回答の要旨

X 社が、機器 A の点検料金について、自社輸入品を並行輸入品より有利な条件とすることは、本件の場合には実質的に修理拒否と同様の効果を有するとは認められないので、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[業務提携]

## 2 競合する建築資材メーカー間の相互OEM供給

建築資材メーカー2社が、運送コスト削減のため、遠隔地販売先向け製品について毎月一定数量を相互にOEM供給を行うことについて、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X社及びY社（共に建築資材メーカー）

2 相談の要旨

(1) X社及びY社は、建築資材Aの製造・販売を行うメーカーである。

我が国における建築資材Aの生産数量でみたシェアは、X社が約30パーセント、Y社が約16パーセントとなっている。また、X社及びY社のほかに競争事業者として、シェア約20パーセントを有するB社、シェア約17パーセントを有するC社、シェア約12パーセントを有するD社が存在する。

(2) 建築資材Aの需要量の推移は、ここ数年はやや増加しているものの、長期的にみると約10年前のピークに比べて約3分の2となっている。そのため、建築資材Aのメーカー数は減少傾向にあり、ここ数年、新規参入者はいない。しかし、建築資材Aは、市場に投入されてから長期間に渡り、一定の規格に基づき製造されている同質的な製品であり、製造には特に高度な技術や高価な設備も必要なく、一般の建築資材製造業者であれば既存の設備の一部改造で参入が可能である上、自ら製造せずに下請発注による製造も可能であることから、建築資材Aの製造販売市場への参入は容易といえる。

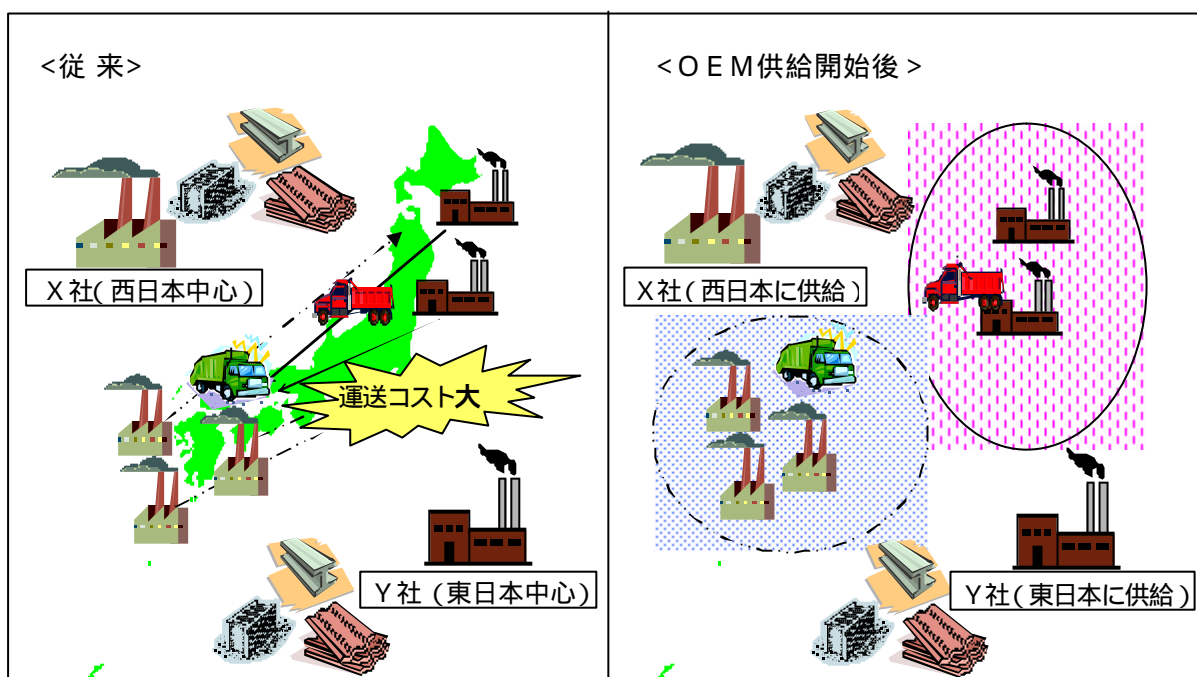
(3) X社は建築資材Aの製造を主として西日本地区の複数の工場で行っており、従来、東日本地区へ販売する際は、これらの工場から自社所有の東日本地区のヤードに搬入し、販売先に配送していた。また、Y社は建築資材Aの製造を主として東日本地区の複数の自社工場で行っており、従来、西日本地区へ販売する際は、これらの工場から自社所有の西日本地区のヤードに搬入し、販売先に配送していた。

しかし、前記(2)の需要低迷を受けて、採算が悪化していることから、運送コストを削減するため、X社は東日本地区の販売先向けについてY社から毎月定めた一定数量の建築資材AのOEM供給を受け、Y社は西日本地区の販売先向けについてX社から毎月定めた一定数量の建築資材AのOEM供給を受け、それぞれ、各社のヤードに納入してもらうことを検討している。

(4) OEM供給を受ける数量は、X社は自社販売数量の約3パーセント、Y社は自社販売数量の約6パーセントであり、X社の西日本地区工場及びY社の東日本地区工場とも現在の工場の年間稼働率によれば、生産余力があることから、相互にOEM供給を行うことが十分に可能である。

また、X社及びY社は、従来どおり独自に販売を行い、互いに販売価格や販売先等には一切関与しない。

なお、建築資材Aの製造コストは、その総原価の相当部分を占める。



このようなX社とY社の取組は、独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

(1) OEM契約においては、対象製品について、製品の仕様、生産数量、引渡し価格、供給時期等についての取決めが行われ、契約当事者間でこれらの情報が共有されることになり、相手先の製造設備の自由な利用について制限を課すことになる。

本件は、建築資材Aの製造販売市場において競争関係にある事業者が、契約により、相互にOEM供給を行おうとするものであることから、競争事業者間の相互拘束として検討する必要があり、このような取組によって、一定の取引分野における競争が実質的に制限される場合には、不当な取引制限（独占禁止法第3条）として問題となる。

(2) 本件取組により、建設資材AのOEM供給分については、契約当事者間で生産数量等の情報が共有化され、相互に製造設備の利用制限を課すことになり、また、建築資材Aの総原価の相当部分を占める製造コストが共通化されることになるが、

- ア X社及びY社は、従来どおり独自に販売を行い、互いに販売価格や販売先等には一切関与しないとしている
- イ X社及びY社が相互にOEM供給する数量は、それぞれ自社の生産数量の約3パーセントないし約6パーセント程度にすぎず、製造コストの共通化により販売市場に与える影響は小さいと考えられる
- ウ X社及びY社の工場の年間稼働率によれば、OEM供給を行ったとしても十分な生産余力があることから、本件取組が、生産数量に関する調整を行うための手段に利用されるおそれは小さいと考えられる
- エ 建設資材Aの製造販売市場については、X社及びY社以外に有力な競争事業者が複数存在する
- オ 建築資材Aの製造販売市場への参入は容易であると認められることから、本件取組により、我が国における建築資材Aの製造販売市場における競争が実質的に制限される状況が生じるとは認められない。

#### 4 回答の要旨

X社及びY社が、建築資材Aについて、運送コストの削減のため毎月一定量の相互OEM供給を行うことは、現在の状況から判断すれば、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[共同行為]

### 3 レジ袋の利用抑制のための有料化の取組

市，住民団体及び小売事業者が，平成 19 年×月 日以降，市内の小売店舗での商品の販売に際して，レジ袋の提供を有料化するとともに，提供するレジ袋の単価を 1 枚 5 円とする内容の協定を締結することは，直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 A 市及び A 市所在の小売事業者

2 相談の要旨

(1) かねてから，A 市の各小売事業者は，商品の販売に際して顧客にレジ袋を無償で提供してきた。

(2) A 市の各小売事業者は，数年前から，それぞれ独自に，ポイント制（レジ袋を辞退するごとにポイントが付与され，取得したポイントに応じて割引が得られる制度）を導入するなどして，レジ袋の利用を抑制するための活動を行ってきた。

ポイント制を導入することにより，レジ袋の利用の抑制に一定の効果は得られたものの，その後，その効果は頭打ちの傾向にあり，より一層のレジ袋の利用の抑制を図るために，レジ袋を有料化する方法に注目が集まるようになった。

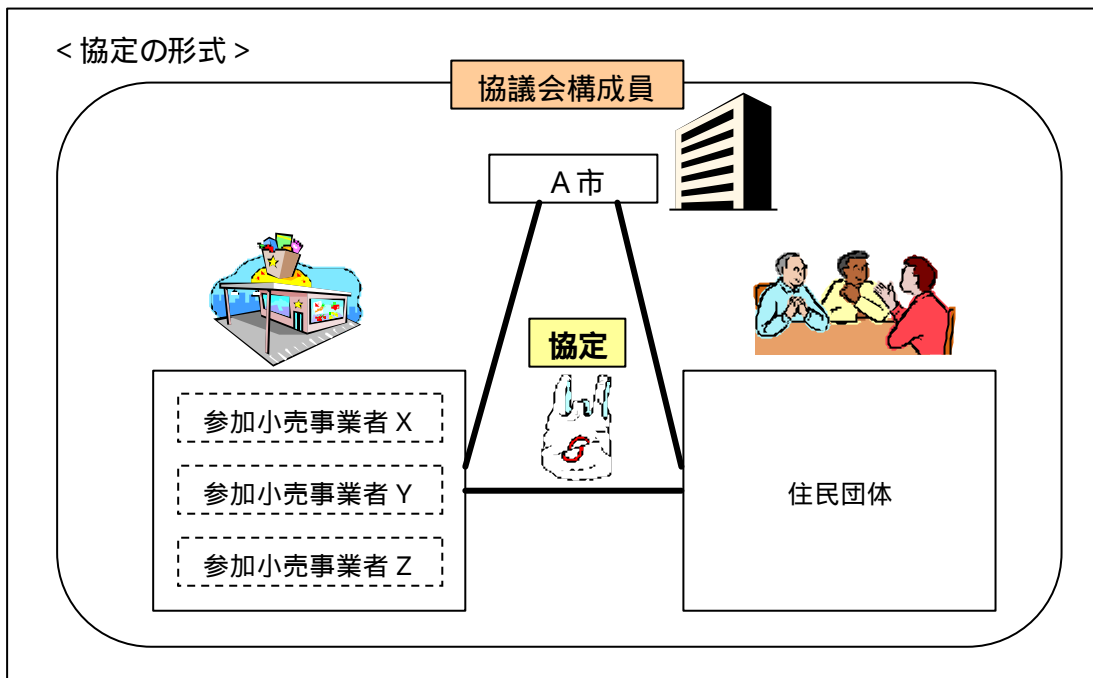
しかし，自社が先行してレジ袋を有料化すれば，レジ袋を無償で提供している競争事業者に顧客を奪われるのではないかという懸念から，実際に，独自にレジ袋の有料化に踏み切る小売事業者はごく一部しか存在しなかった。

(3) このような状況の下，平成 19 年 4 月，改正容器包装リサイクル法が施行され，レジ袋の有料化が，レジ袋の排出抑制を促進するために，小売事業者が行うことが推奨される行為の一つとして位置付けられることとなった。しかし，A 市においては，レジ袋の利用を抑制して，ごみの減量化を図ること自体については，住民の間でそうすべきであるとの合意が形成されてきたが，その手段・方法としてのレジ袋の有料化については，住民の間で合意が形成されているとまでは言い難い状況にあり，先行して，独自にレジ袋の有料化に踏み切る小売事業者は少なかった。

(4) そこで，A 市は，同市内の住民団体及び同市の各小売事業者に呼びかけてレジ袋の利用を抑制するための方策等を検討するための協議会を発足させることとし，各小売事業者は，それぞれ独自の判断に基づいて協議会に参加することとしたところ，A 市の小売事業者のほとんどすべてが参加することとなった。

なお、A市は、同市内の住民団体に協議会への参加を呼びかけることとしたのは、仮に、レジ袋の利用を抑制するための最も有効な手段が有料化であるとされた場合、一定の負担を顧客に強いることになるため、消費者側の意見を聴取する必要があるからであるとしている。

(4) 前記(3)の協議会における議論を経て、A市、同市内の住民団体及び参加小売事業者各社(以下「三者」という。)は、平成19年×月日以降、市内の小売店舗での商品の販売に際して、レジ袋の提供を有料化し、その単価については、1枚5円とするという内容の協定を締結することとした。



このようなレジ袋の利用の抑制のための有料化の取組は、独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

(1) 本件は、参加小売事業者らが共同してレジ袋の有料化及び単価を取り決めているものとして検討する必要がある。

(2) 本件取決めの対象となっている事業活動は、参加小売事業者各社が、レジ袋を1枚5円で提供するというものであるが、レジ袋は、一般的に、その購入を目的として顧客が来店するものではないといえ、小売事業者の事業活動という観点からすれば、レジ袋の提供は商品提供というよりも副次的なサービスの一つと捉えられる。

よって、参加小売事業者間の競争が行われている場合は、レジ袋の取引ではなく、当該



小売事業者が販売する商品全体の取引と捉えられる。

- (3) A市においては、ほとんどすべての小売事業者が本件取組に参加することになるため、レジ袋が必要な顧客にとっては、レジ袋を無償提供又は安値で提供する小売事業者を選択する余地がほとんどなくなることになる。

しかし、

ア 本件取決めによって、小売事業者間での商品の販売についての競争は制限されないこと

イ レジ袋は、顧客にとって小売店舗での商品購入に当たり必要不可欠なものとはいえ、また、顧客はその購入を目的として来店するものではないこと

ウ レジ袋の利用抑制の必要性について社会的理解が進展しており、正当な目的に基づく取組であるといえること

エ 本件取決め内容は、

(ア) レジ袋の利用の抑制という目的達成のための手段として、以前から行われてきたポイント制等の手段ではその効果に限界がみられる一方、レジ袋の有料化は、ポイント制等に比べて効果が高いと認められること

(イ) 単価を取り決めなければ、レジ袋の利用の抑制という目的を達成できないような安価な提供に陥る可能性があること

(ウ) 取り決められる単価の水準として、単価5円は、目的達成のために顧客が受忍すべき範囲を超えるものとは考えられないこと

から、目的に照らして合理的に必要とされる範囲内であることから、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと考えられる。

#### 4 回答の要旨

三者による本件取決めは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[ 共同行為 ]

#### 4 容器回収の共同化

情報機器メーカーが、情報機器に使用する消耗品の容器回収を共同で行うことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 情報機器 A のメーカー 5 社

2 相談の要旨

( 1 ) 情報機器メーカー 5 社 ( 以下「 5 社」という。 ) は、情報機器 A を製造・販売しており、情報機器 A の販売市場における 5 社の合算シェアは約 90 パーセントである。

また、5 社は、情報機器 A に使用される消耗品 B を製造・販売している ( 5 社が製造・販売する消耗品 B を「純正品」という。 ) 。消耗品 B は、各社の情報機器 A に対応するように作られたものであり、メーカー間の互換性はない。

( 2 ) 消耗品 B については、純正品を製造・販売する 5 社のほか、いわゆる再生品を製造販売している事業者が複数存在し、消耗品 B の販売市場における再生品のシェアは約 10 パーセントである。

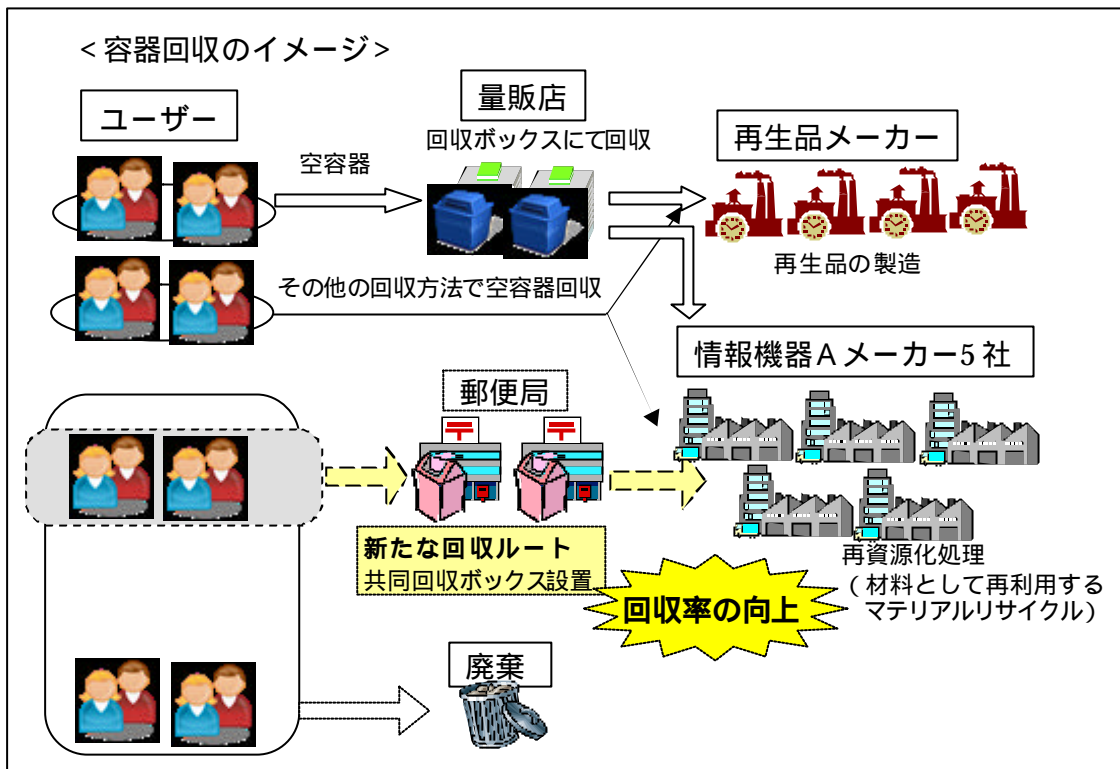
再生品とは、量販店に回収ボックスを設置するなどして消耗品 B の空容器を回収し、これに内容物を充填するなど必要な処理を施して販売しているもので、純正品の 50 ~ 70 パーセント程度の価格で販売されている。

( 3 ) 5 社は、従来から、各社個別に消耗品 B の容器を回収し、再資源化处理 ( 材料として再利用するマテリアルリサイクル ) を進めてきたが、環境問題への取組の一層の強化のため、消耗品 B の容器の回収率が低位に推移している従来からの各社個別での回収に加え、回収率を高めるために 5 社共同で回収を行うことを検討している。

具体的には、これまで 5 社が個別に量販店に容器回収ボックスを置くなどして回収を行ってきた方法に加え、全国約 4,000 箇所の郵便局に共同回収ボックスを設置して回収を行い、回収した容器は各社ごとに仕分け、これを各社が引き取ってこれまでと同様に再資源化处理を行うものである。

5 社は、本件共同回収の実施について、各社のホームページや製品のパッケージを利用して P R していくことを予定している。

本件共同回収に要する費用は、平均すれば消耗品 B 1 個当たり 円で、これは消耗品 B の販売価格の 1 パーセント未満であり、この費用を販売価格に上乘せするかどうかは各社の判断に委ねる。



このような5社の取組は、独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 本件共同回収の実施により、5社間の消耗品Bの販売における競争が実質的に制限される場合には、不当な取引制限（独占禁止法第3条）として独占禁止法上問題となる。

また、消耗品Bについては、情報機器メーカーごとに、純正品と再生品との競争が存在しており、本件共同回収の実施により、再生品メーカーが容器を回収することが困難となるおそれがある場合には、純正品と再生品との競争を阻害するものとして独占禁止法上問題となるおそれがある。

- (2) 5社間の消耗品Bの販売競争に与える影響

本件共同回収に要する費用（1個当たり 円）を、そのまま製品価格に転嫁するよう取り決める場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるが、本件共同回収では、この費用を販売価格に上乗せするかどうかは各社の判断に委ねられており、本件共同回収が5社間の消耗品Bの純正品の価格競争に影響を及ぼすとは認められない。

- (3) 再生品と純正品との競争に与える影響

本件共同回収は、新たに全国約4,000箇所の郵便局に回収ボックスを設置し、そのPRによって消費者のリサイクル意識を高め、これまでは廃棄されていた多くの空容器

について、その回収を進めようとするものであり、これにより従来からの量販店等での再生品メーカーによる空容器の回収が妨げられて、その回収量が著しく減少するとは考えにくいことなどからすると、本件共同回収の実施が、純正品と再生品との競争を阻害するおそれは小さいと認められる。

#### 4 回答の要旨

5 社が、本件共同回収を実施することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[ 技術取引 ]

## 5 特許製品の販売先の制限

ライセンサーがライセンシーに対して、ライセンス技術を用いた製品の販売先を制限することは、その理由、制限内容等から公正な競争を阻害するものとは認められない場合には、直ちに独占禁止法上問題となるものでないと回答した事例

1 相談者 X社（原料，資材等の開発，製造，販売業者）

2 相談の要旨

(1) X社は、日用品Aに用いられる材料Bの製造方法に関する新しい製法を開発し、その特許権を保有している。

Y<sub>1</sub>社は、材料Bの有力なメーカーである。材料BのメーカーはY<sub>1</sub>社とY<sub>2</sub>社の2社のみである。

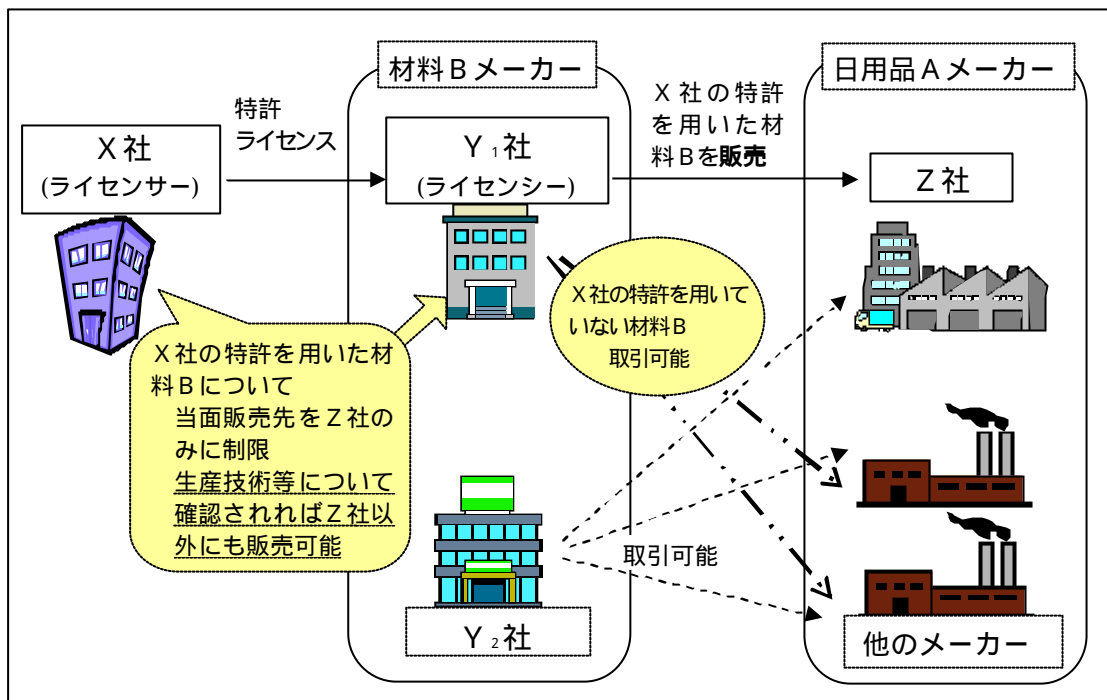
Z社は、日用品Aの有力なメーカーである。日用品Aの主要なメーカーはZ社を含む6社である。

(2) これまで、X社は、この特許を他社にライセンスせず、試験的に、この特許を用いて委託製造した材料BをZ社に販売し、Z社がこれを使って日用品Aを製造・販売してきた。

今般、X社は、Y<sub>1</sub>社にこの特許を用いた材料Bの製造・販売に関する権利をライセンスすることにした。それは、Z社が、この特許を用いて製造した材料Bを使用して日用品Aを本格的に製造・販売することを決定し、この特許を用いて製造した材料Bの供給を従来から取引があるY<sub>1</sub>社から受けたい旨をX社に対して申し入れたためである。

しかし、この特許を用いた材料Bは、その特許技術の特性から、メーカーの加工方法や利用者の使用方法によっては、日用品Aを利用する者の身体に被害を与えるおそれがあり、X社としては、適切な生産技術・管理体制を有するとともに、利用者に適切な説明ができるメーカーに使用してほしいと考えている。このため、X社は、これまで試験的に製造・販売を行ってきたZ社は問題はないことが確認されていることから、当面、Y<sub>1</sub>社に対して、この特許を用いた材料Bの販売先をZ社だけに制限することを検討している。

(3) 今後、X社は、Z社以外の日用品Aのメーカーから、この特許を用いた材料Bを使用したいとの申入れがあった場合には、生産技術・管理体制等に問題がないことが確認できれば、Y<sub>1</sub>社がこれらのメーカーに販売することは制限しないとしている。



このようなX社のライセンシーに対する制限は，独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

(1) ライセンサー（特許権者）がライセンシーに対し，ライセンス技術を用いた製品の販売先を制限する行為は，当該権利の利用範囲の制限とは認められないことから，公正競争阻害性を有する場合には，不公正な取引方法（一般指定第13項・拘束条件付取引）として問題となる。

〔知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針 第4 - 4 (2)〕

(2) 公正競争阻害性を有するかどうかは，ライセンシーの事業活動が拘束されることにより，価格，顧客獲得等の競争そのものが減殺されるおそれがあるか否か，行為者の競争者等の取引機会を排除する等し，又は当該競争者等の競争機能を直接的に低下させるおそれがあるか否かにより判断される。

(3) 本件の場合，ライセンサー（特許権者）であるX社が，ライセンシーであるY1社に対し，特許を用いた製品の販売先を当面Z社にみに制限するもので，これはY1社の事業活動を拘束するものであり，これにより，材料B又は日用品Aの販売市場における公正な競争が阻害される場合には，問題となるものである。

しかしながら，X社によるY1社に対する制限は，

ア 特許技術の特性から加工方法、使用方法等によって日用品Aを利用する者の身体に被害を与えるおそれがあり、これを防止するためのものであることから、販売先を制限することに合理的な理由があると考えられること

イ 日用品Aメーカーは、生産技術・管理体制等に問題がなければX社の特許を用いた材料Bの供給をY<sub>1</sub>社から受けることが可能になるほか、Y<sub>2</sub>社から材料Bの供給を受けることも可能であり、さらに、Y<sub>1</sub>社は、X社の特許を用いない材料Bを供給することについて制限されるものではないので、日用品Aの販売市場からZ社以外のメーカーが排除されるおそれはないこと

ウ Y<sub>2</sub>社は、X社の特許を用いずとも材料Bを製造し、日用品Aメーカーに供給することが可能であり、また、Y<sub>1</sub>社は、X社の特許を用いた材料Bの販売価格について制限されるものではないので、材料Bの販売市場における価格競争が減殺されるおそれはないこと

から、公正競争阻害性を有するとは認められない。

#### 4 回答の要旨

X社が、自らが保有する特許を、材料BのメーカーであるY<sub>1</sub>社にライセンスするに当たり、Y<sub>1</sub>社に対して、この特許を用いて製造した材料Bの販売先を、当面、日用品AのメーカーであるZ社にのみ制限することは、その理由、制限内容等から公正な競争を阻害するものとは認められないので、直ちに独占禁止法上問題となるものでない。

[自主基準]

## 6 事業者団体による製品の耐用年限等の設定

事業者団体が、ユーザーの安全の確保に資するため、会員事業者が製造・販売する製品の耐用年限及びその算定基準を設定することについて、具体的な耐用年限の設定は独占禁止法上問題となるおそれがあるが、耐用年限の算定のための客観的な基準を設定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X協会（製品Aのメーカーの団体）

2 相談の要旨

（1）X協会は、製品Aのメーカーの団体であり、国内において製造・販売される製品Aの約90パーセントは、X協会の会員事業者が供給している。

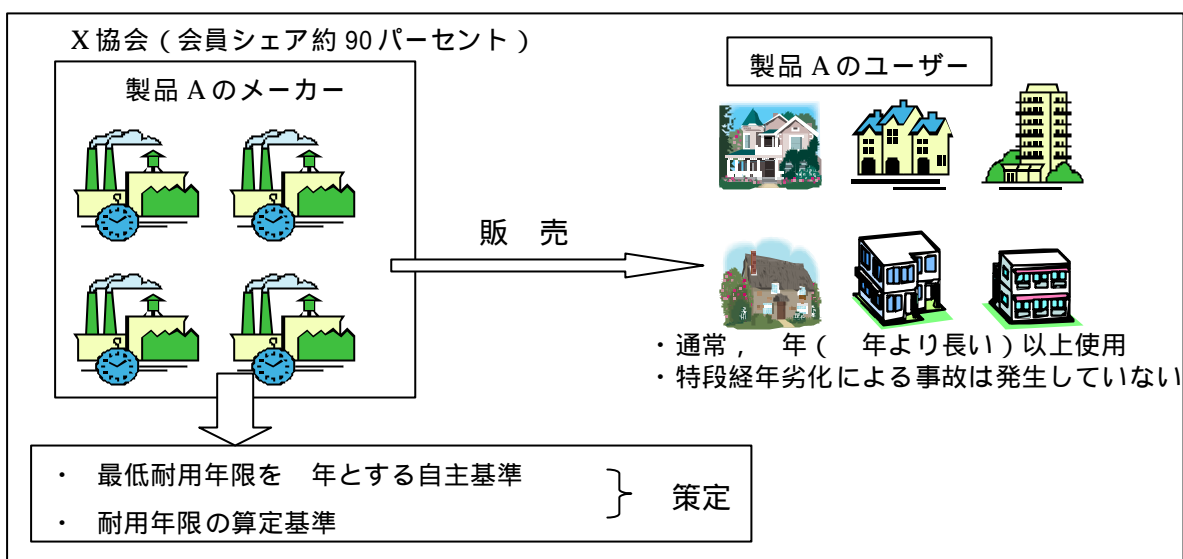
（2）製品Aは、ユーザーにおいて長期間使用されることから、経年劣化による事故・故障等が懸念される。そこで、X協会は、製品Aのメンテナンスの必要性の認識と適正使用の推進を目的として、これまで明確には定められていなかった製品Aの耐用年限について、適切な保守により品質・安全性が維持できる期間として一律に最低 年とする自主基準を定めるとともに、客観的な試験方法に基づく耐用年限の算定基準も定めることを検討している。

当該最低耐用年限に従うかどうかは会員事業者の任意であり、この最低耐用年限より短い、あるいは、長い製品を製造販売することが制限されるものではない。

（3）X協会は、耐用年限を最低 年とする理由として、製品Aのメーカーは、これまで自社の製品Aの耐用年限を明確には定めておらず、取扱説明書等にも明示はしていないが、多くのメーカーが修理・保守等の経験に基づき 年程度の耐久性の製品Aを製造していること、製品Aに類似した製品の耐用年限を各メーカーとも 年程度としていること、減価償却期間が税法上 年とされていること等を挙げている。

（4）X協会では、製品Aの耐用年限の設定に当たり、ユーザーの実際の使用期間、故障・修理の実績等についての実態調査は行っていない。また、X協会によれば、通常、ユーザーは製品Aを 年（ 年よりも長い）以上使用することが多く、これまで経年劣化による事故は発生していないとしている。





このようなX協会の取組は，独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

(1) 一般に，事業者団体が，会員事業者が供給する商品又は役務の種類，品質，規格等に関連して，生産・流通の合理化や消費者の利便向上を図るため規格の標準化に係る自主基準，安全の確保等の社会公共的な目的に基づく必要性から品質に係る自主規制等を設定することは，独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。しかしながら，活動の内容・態様等によっては，会員事業者による多様な商品又は役務の開発・供給等に係る競争を阻害することとなる場合があり，この場合独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第1項第3号，第4号又は第5号）。

また，自主規制等の利用・遵守については，会員事業者の任意の判断にゆだねられるべきであって，事業者団体が自主規制等の利用・遵守を会員事業者に強制することは，一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第1項第4号）。

(2) X協会が，会員事業者が製造する製品Aについての最低耐用年限を 年とする自主基準を設けたとしても，この最低耐用年限より短い，あるいは，長い製品を製造販売することが制限されるものではないが，

ア 通常，ユーザーは 年（ 年よりも長い）以上使用し，これまで特段経年劣化による事故も発生していないとのことであり，このような使用状況を踏まえると，最低耐用年限を 年とすることに合理的な理由があるとは認められず，また，これは，ユーザーに不必要な買替えを促すことにもつながるおそれがあり，

さらに，

イ ユーザーによっては，耐用年限は短くとも価格の安い製品を望んでいる者もある

と思われるが、こうした製品の製造を抑制する効果

ウ 多くの会員事業者が耐用年限を 年程度としている実態から、 年以上の製品の製造を妨げないとしても、各会員事業者が最低の耐用年限 年の製品しか製造しないようにさせてしまう効果

を有するものと考えられ、会員事業者間の競争を阻害するおそれがあるものである。

- (3) 各会員事業者が、経年劣化による事故等の予防のために、ユーザーに対して、製品 A の交換の目安としての耐用年限を示すことは、必要性が認められるものであり、X 協会が、会員事業者が製品 A の耐用年限を定める際の参考となるように算定基準を定めることは、これが、耐用年限を算定するための耐久テストの客観的な試験方法であって、会員事業者にこの基準の利用を強制するものでなく、不当に差別的なものでなければ、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

#### 4 回答の要旨

X 協会が、会員事業者が製造する製品 A の具体的な耐用年限を設定することは、独占禁止法上問題となるおそれがあるが、会員事業者が耐用年限を定める際の参考となるように算定基準を定めることは、これが、耐用年限を算定するための耐久テストの客観的な試験方法であって、その利用を会員事業者に強制するものではなく、不当に差別的なものでなければ、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[自主基準]

## 7 事業者団体による部品の推奨保有期間の設定

流通POS端末のメーカー等が加盟する団体が、ユーザーの利便に資するため、流通POS端末の保守用部品の推奨保有期間を設定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X協会（流通POS端末のメーカー等が加盟する団体）

2 相談の要旨

(1) X協会は、流通POS端末のメーカー等が加盟する団体であり、国内において製造・販売される流通POS端末の約70パーセントは、X協会の会員事業者が供給している。

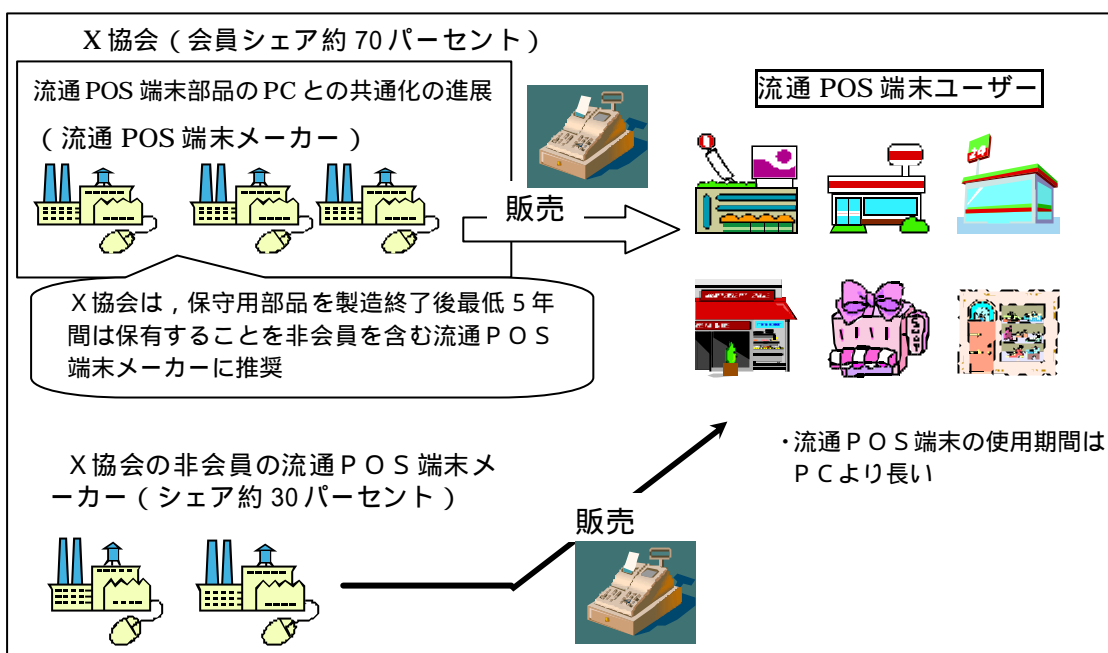
(2) 流通POS端末は、店舗における販売実績情報の収集等のために用いられ、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等に多く導入されており、バーコードスキャナの利用による商品のレジ打ち作業の軽減、仕入・棚卸と販売実績を結びつけた在庫管理・発注管理の精度向上等が図られている。

(3) 近年、流通POS端末は、その大部分がWindows等のパソコン(PC)系のOSを使用した端末(PC-POS)となっており、こうした流通POS端末にはPC部品が採用されている。PCのライフサイクルの短縮化に伴い、PC部品の供給期間が短くなってきているため、ユーザーの使用期間がPCよりも長い流通POS端末においては、ユーザーに適切な保守サービスを提供するために、メーカーは、保守用の部品を一定期間確保しておくことが必要になってきている。

また、X協会が、非会員も含むメーカーに対する保守状況について調査したところ、保守対応期間を定めているメーカーの最短期間は製品製造終了後5年という結果であったが、その一方で、保守対応期間を定めていないとの回答も約3割あった。

こうした状況を踏まえ、X協会は、ユーザーのニーズに対応した適切な保守サービスを提供するためには、メーカーは保守用部品を製品の製造終了後最低5年間は保有しておくことが望ましいと考え、これを保守用部品の推奨保有期間としてX協会の非会員も含むメーカーに示すことを検討している。

(4) 当該保有期間は、X協会が、あくまでも目安としてメーカーに推奨する期間であり、メーカーは、これに何ら拘束されるものではない。



このような X 協会の取組は、独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

(1) 一般に、事業者団体が、会員事業者等の営業の種類、内容、方法等に関して、環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的等に基づく必要性から自主規制等の活動を行うことは、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。しかしながら、活動の内容、態様等によっては、多様な営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合があり、この場合独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第 8 条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号）。

また、自主規制等の利用・遵守については、会員事業者の任意の判断にゆだねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を会員事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第 8 条第 1 項第 4 号）。

(2) 流通 POS 端末は、通常、製品の価格、性能、デザイン等の面で競争が行われており、保守用部品の保有期間がこれらの競争に著しい影響を及ぼすとは考えにくい。しかしながら、保守用部品の保有期間は、保守サービスの提供可能期間につながることから、メーカーの競争の手段となり得るものであり、本件により、メーカー間の競争が阻害される場合には問題となるおそれがある。

(3) しかしながら、本件は、ユーザーに適切な保守サービスを提供するために、メーカーが保守用部品を一定期間確保しておくための取組であって、

ア 最低5年間を推奨保有期間とするものであり、各メーカーの保守サービスの期間、料金等について何ら拘束するものではなく、保守サービスという競争手段が制限されるとは考えられないこと

イ メーカー間の流通POS端末の価格、品質等についての競争に直接影響を及ぼすものではないこと

ウ X協会が推奨する保守用部品の保有期間が、各メーカーにとって不当に差別的なものになっているとは考えられないこと

から、メーカー間の競争を阻害するおそれがあるとは認められず、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

#### 4 回答の要旨

X協会が、保守用部品の推奨保有期間をメーカーに示すことは、メーカー間の競争を阻害するおそれがあるとは認められず、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[要請文書の発出・取引条件明確化のための活動]

## **8 事業者団体による会員事業者の取引先に対する取引慣行の改善依頼文書の発出等**

非鉄金属製品のメーカーの団体が、会員事業者の取引先に対して、取引基本契約書の締結を求めるなど、取引慣行の改善依頼を行うこと、また、会員事業者に対して、モデル契約書を作成配布することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者 X協会（非鉄金属製品Aのメーカーの団体）

2 相談の要旨

(1) X協会は、非鉄金属製品Aのメーカーのほとんどすべてが加盟している団体である。

(2) X協会の会員事業者の約半数は中小事業者であり、会員事業者のほとんどは、これまで、取引先である問屋と契約書を締結せずに取引している状況である。近年、企業の法令遵守意識の高まりや監査法人から改善を求められていることから、各会員事業者は、それぞれの取引先に対して、契約書を締結することを依頼しているが、問屋の多くは複数のメーカーと取引しており、問屋の購買力が強いため、受け入れてもらえない状況である。

(3) また、近年、非鉄金属製品Aの原料である非鉄金属の国際価格の急騰に伴い、会員事業者の問屋に対する売り掛けによる販売額も急増してきており、取引の安全を確保するため、これまでも増して問屋に対する与信管理が重要になってきている。

(4) X協会は、このような状況を踏まえ、取引先である問屋に対し、会員事業者との取引基本契約書の締結及び会員事業者に対する財務内容を示す諸表の開示を依頼する文書を作成し、会員事業者を通じて、配布することを検討している。

併せて、X協会は、取引基本契約書のモデルを作成し、会員事業者のうち中小事業者に対し配布することを検討している。

なお、本件文書の取引先への配布及び取引基本契約書のモデルの使用は会員事業者の任意である。

このようなX協会の取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

(1) 本件文書については、会員事業者の取引におけるトラブルの未然防止、取引の安全性を確保するため、取引基本契約書の締結及び財務内容を示す諸表の開示を会員

事業者の取引先に対して依頼するにとどまるもので、取引慣行の改善について理解を求める内容の文書であり、会員事業者の任意の判断において取引先に配布されるものである限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

- (2) また、取引基本契約書のモデルを作成し、会員事業者に配布することについても、具体的な取引条件の内容に関与せず、特定の事業者に対して差別的な内容ではなく、その使用が会員事業者の任意の判断にゆだねられている限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

〔事業者団体ガイドライン 8 - 7 (取引条件明確化のための活動)〕

#### 4 回答の要旨

×協会の本件取組は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[価格比較の困難な商品又は役務の品質等に関する資料等の提供]

## 9 事業者団体による標準積算資料の作成

コンクリート構造物の強度測定を行う業者等の団体が、発注者からの問い合わせ等に対応するため、会員事業者から費用項目ごとの単価が掲載された積算内訳書を収集し、標準積算資料を作成・公表することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 X協会（A工法を用いてコンクリート構造物の強度測定を行う業者等の団体）

2 相談の要旨

（1）X協会は、コンクリート構造物の強度を測定するA工法の研究及びその普及活動等を行う団体であり、会員事業者は、そのほとんどが中小の建設コンサルタント業者である。

A工法は、X協会の会員事業者のみが扱っている。

（2）コンクリート構造物の強度を測定する工法としては、既に広く普及している標準的な工法があるが、A工法は、従来の工法に比べて、検査対象物への損傷を低減することができることに特徴がある。コンクリート構造物の強度測定については、最近の耐震偽装問題の発生といった社会的背景を受けて、需要が増えてきており、それに伴い発注者である建設工事業者等からX協会に対して、測定費用に関する問い合わせが増えてきている。

また、A工法は、新しい工法であるため、会員事業者であっても、発注者に対して、大雑把な積算による見積りしか提示できない場合が多い。

（3）X協会は、前記（2）の問い合わせに対して、最寄りの会員事業者を紹介するなどして、A工法を実施したことのある会員事業者から個別に見積りを徴してもらうように依頼する状況であった。

そこで、X協会は、発注者からの急増する問い合わせに対応するための参考資料とするほか、会員事業者が測定費用の算出を的確に行うことに役立ててもらうために、A工法を実施したことのある複数の会員事業者から費用項目ごとの単価が掲載された積算内訳書を収集し、これらの情報を基に、

積算に必要となる標準的な費用項目

会員事業者ごとに費用項目ごとの単価の実例を掲載した積算内訳書

一定の架空の条件に基づいた費用項目ごとの単価を掲載した積算内訳書

公共工事の設計業務委託等の積算に用いるために、国土交通省がホームページ等において公表している設計業務委託等技術者単価



等を取りまとめた標準積算資料を作成し、必要に応じて発注者及び会員事業者に配布することを検討している。

このようなX協会の取組は、独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 一般に、市場における価格の比較が困難な役務について、事業者団体が価格に関連した事項（費用項目、作業の難易度、品質等）に関する公正かつ客観的な比較のための資料等を会員事業者と需要者双方に提供することは、原則として独占禁止法上問題とはならない。しかし、費用項目の標準単価を示すようなことは、会員事業者間に価格についての共通の目安を与えることとなり、独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第1項第1号又は第4号）。

〔事業者団体ガイドライン 9 - 6

（価格比較の困難な商品又は役務の品質等に関する資料等の提供）〕

- (2) 本件標準積算資料中の「積算に必要となる標準的な費用項目」については、公正かつ客観的な資料と認められるものであれば、これを発注者及び会員事業者に配布したとしても、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

- (3) 本件標準積算資料中の「会員事業者ごとに費用項目ごとの単価の実例を掲載した積算内訳書」及び同の「一定の架空の条件に基づいた費用項目ごとの単価を掲載した積算内訳書」については、いずれも、費用項目ごとの単価が掲載されているものであって、例えば、それが架空の条件に基づいたものであるとしても、これを発注者及び会員事業者に配布することは、会員事業者間に測定費用についての共通の目安を与えるものであり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

- (4) 本件標準積算資料中の「国土交通省がホームページ等において公表している設計業務委託等技術者単価」については、出典を明らかにし、当該単価はあくまでも参考として公表資料から引用したものである旨注記した上で、一連の単価群を特に加工することなく、客観的な参考情報の一つとして引用しているものであれば、これを発注者及び会員事業者に配布したとしても、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

### 4 回答の要旨

X協会が、本件標準積算資料に「積算に必要となる標準的な費用項目」を掲載し、発注者及び会員事業者に配布することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし、本件標準積算資料に「会員事業者ごとに費用項目ごとの単価を掲載した積算

内訳書」及び「一定の架空の条件に基づいた費用項目ごとの単価を掲載した積算内訳書」を掲載し、発注者及び会員事業者に配布することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。また、本件標準積算資料に の「国土交通省がホームページ等において公表している設計業務委託等技術者単価」を参考情報の一つとして引用するのであれば、出典を明らかにし、当該単価はあくまでも参考として公表資料から引用したものである旨注記した上で、一連の単価群を特に加工することなく、引用しているものであれば、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

[要請文書]

## 10 事業者団体による取引先事業者に対する要請文書の発出

加工食品メーカーの団体が、取引先小売業者に対し、業界の窮状を訴える文書を発出すること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- 1 相談者 X協会（加工食品Aのメーカーの団体）
- 2 相談の要旨
  - (1) X協会は、全国の加工食品Aのメーカーの約半数が加盟している団体であり、会員のほとんどが中小事業者である。
  - (2) 加工食品Aについては、穀物価格の高騰に伴う原材料費の値上がりや原油価格の高騰に伴う容器代、運送費等の値上がりのため、その製造コストは大幅に上昇しているが、取引先小売業者は低価格競争を行っていることから、そのしわ寄せを受ける各会員事業者の経営は非常に苦しい状況にある。
  - (3) このような状況を踏まえ、X協会としては、原材料費等の高騰の状況を知ってもらうとともに、会員事業者の窮状を理解してもらうため、次のような要請文書を作成し、X協会から取引先小売業者に対し配布することを検討している。

平成 19 年 × 月 日

お取引先様 各位

X協会

### 加工食品Aの原材料費等の高騰について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、加工食品Aに対し格別のご愛顧を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のことと存じますが、加工食品Aの原材料は、原料である の多くを占める輸入 が、ここ数年高騰を続けており、今後とも継続する状況にあります。

また、原油価格の高騰は、容器代、運用費等の経費の上昇をもたらしております。

これらの原材料費及び原油価格の高騰は、当業界にとって製造原価を上昇させるものであり、加工食品A業者の中には、倒産、廃業に追い込まれる者も増加し、経営は最悪の事態にあります。

加工食品Aのお取引先の皆様におかれましては、我々加工食品A業界の直面している深刻な事態をご理解、ご賢察賜り、格別なるご高配を賜りますよう切にお願い申し上げます。

謹白

このようなX協会の取組は、独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 一般に、事業者団体が、業界の窮状を訴える文書を作成し、取引先に配布することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、文書の内容は業界の窮状を訴えるものであっても、当該文書の作成等を契機として会員事業者間で競争制限的な行為が行われるような場合には、独占禁止法上の問題を生じることとなり、事業者団体においてこのような文書を作成するに当たっては慎重な対応が必要である。
- (2) 本件文書については、原材料費等の高騰を取引先に周知し、会員事業者の窮状を訴える内容にとどまるものであることから、文面上、独占禁止法上問題となるおそれがあるような部分はみられず、X協会が本件文書を作成し、取引先小売業者に配布すること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
- (3) しかし、文面上、特段の問題がない場合であっても、本件文書の作成等を契機として、価格の引上げ等について、会員事業者間で共通の意思が形成されるなど、競争制限的な行為が行われるような場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。

### 4 回答の要旨

X協会が、本件文書を作成し、取引先会員事業者に配布することは、それ自体、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、文面上、特段の問題がない場合であっても、本件文書の作成等を契機として、価格の引上げ等について、会員事業者間で共通の意思が形成されるなど、競争制限的な行為が行われるような場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるので、X協会は、本件文書を作成し、配布する際は、その旨会員事業者に周知を図ることが望ましい。

[不当廉売・優越的地位の濫用・不当な値引き]

## 11 大規模小売業者による災害時における廉価販売

大規模小売業者が、災害時に被災地域において、被災者にとって災害時に必要とされる物品を選定し、当該物品に限定して、通常の仕入価格を下回る価格で販売することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

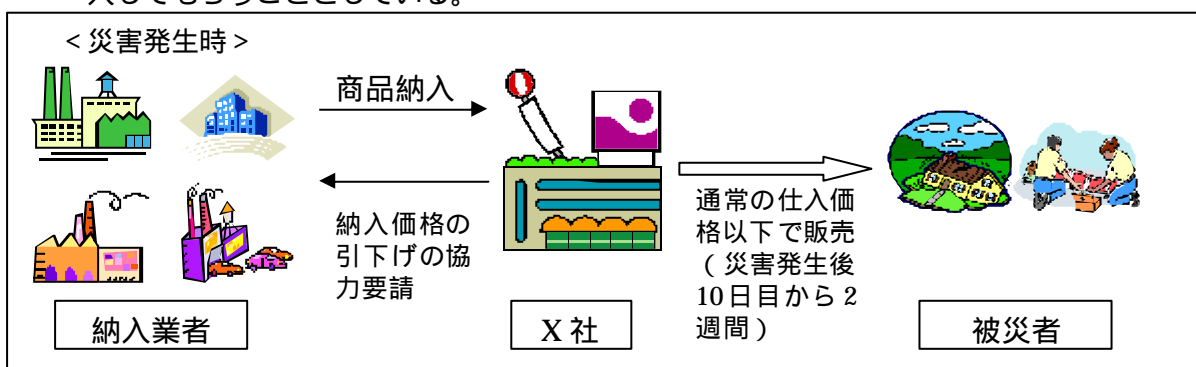
1 相談者 X社（大規模小売業者）

2 相談の要旨

(1) X社は、総合スーパーを営む大規模小売業者である。

(2) X社では、地震や水害等の災害時に、被災地域において物品が不足することにより、被災者が困窮するケースがあったことを踏まえ、今後、災害時に、被災者への緊急援助として、被災地域において災害時に必要とされる物品を選定し、当該商品に限定して、災害発生後10日目から2週間、通常の仕入価格を下回る価格で販売することを検討している。

(3) X社は、本件取組を実施するに当たり、できるだけ安く販売するため、納入業者にも協力を要請し、賛同を得られた納入業者からは、通常の納入価格を下回る価格で納入してもらうこととしている。



このようなX社の販売方法は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

(1) 事業者が正当な理由なく、供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、不公正な取引方法（一般指定第6項・不当廉売）として問題となる。

(2) X社が、通常の仕入価格を下回る価格で商品を販売することは、供給に要する費用を著しく下回る価格で販売するものであるが、本件取組は災害時に、被災地域において被災者にとって必要な物品を、被災者への緊急援助として販売するという社会公共的な目的に基づくものであって、

ア 販売商品は、被災者にとって災害時に必要とされる物品を選定し、当該商品に限定するとしていること

イ 災害発生後 10 日目から 2 週間のみという期間限定で行うものであることから、周辺の小売業者に与える影響は限定的であると考えられるため、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

(3) なお、X社は、納入業者の賛同を得て、通常の納入価格を下回る価格で納入してもらおうとしているが、

ア X社が、既に購入した商品について、災害時に値引販売をしたことを理由に、値引販売した額に相当する額を納入業者に値引きさせることは、原則として、独占禁止法上問題となる(大規模小売業者告示第2項・不当な値引き)

イ X社が、災害時に値引販売に供するために商品を購入する場合であったとしても、納入業者と協議することなく、納入業者の仕入価格を下回る納入価格を定め、その価格で納入するよう一方的に指示して、通常の納入価格に比べて著しく低い価格をもって納入業者に納入させることは、独占禁止法上の問題を生じやすい(一般指定第14項第3号)

ことから、慎重な対応が必要である。

#### 4 回答の要旨

X社が、災害時に被災地域において、被災者にとって必要な物品を、被災者への緊急援助として、仕入価格を下回る価格で販売することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、納入業者の賛同を得て、通常の納入価格を下回る価格で納入してもらうことについては、X社が、大規模小売業告示に規定する不当な値引き等の行為を行わないよう慎重な対応が必要である。

[ 納入業者の従業員等の不当使用等 ]

## 12 大規模小売業者による従業員等の人件費を納入業者に負担させる行為

大規模小売業者が自己の店舗内の売場において販売業務に従事する販売員を、納入業者が派遣する販売員から、自己の従業員等に変更するに当たり、新たに発生する人件費負担増に見合う金額について、納入業者からのリポートとして収受することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 X社（大規模小売業者）

2 相談の要旨

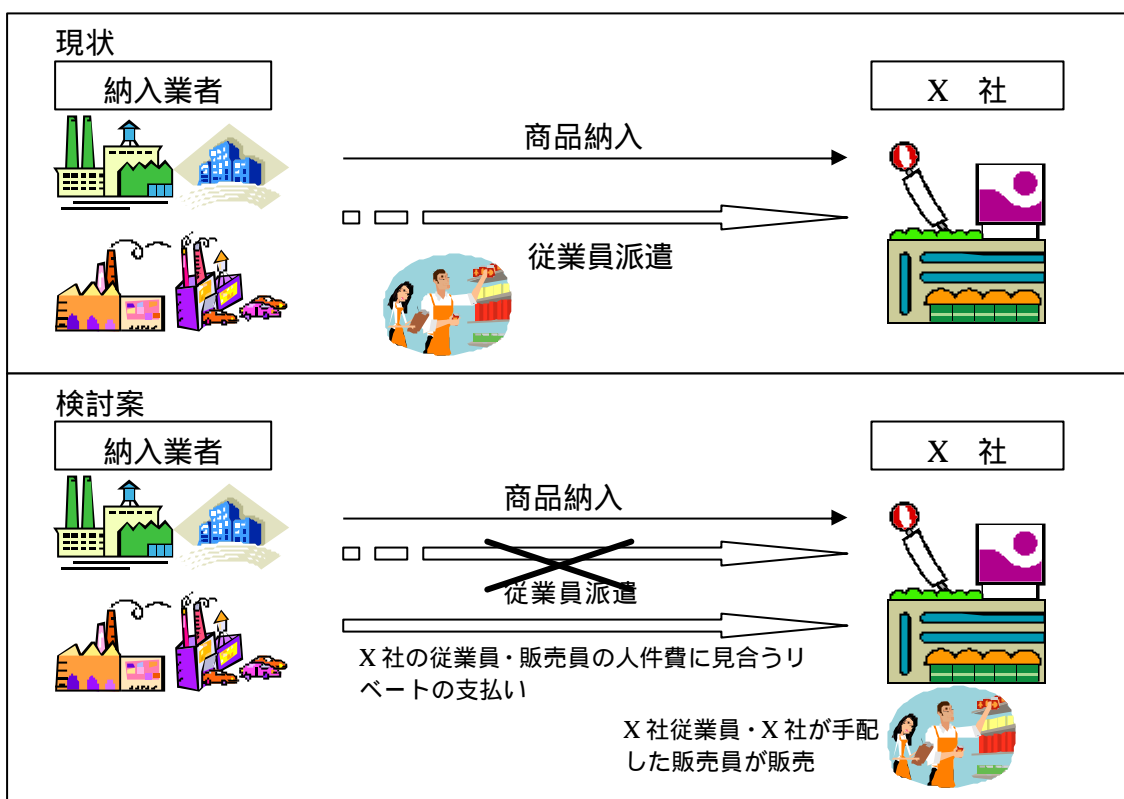
( 1 ) X社は、大規模小売業者である。

( 2 ) X社の店舗内においては、納入業者が販売員を継続的に派遣し、販売業務に従事させている売場がある。

( 3 ) X社は、ブランドをまたいで複数の売場で買い物をするという顧客の志向の変化に対応するなどのために、前記( 2 )の店舗内の販売形態を、納入業者が派遣する販売員からX社の従業員又はX社が自ら手配した販売員に変更することを検討している。

これにより、納入業者は、売場に派遣している販売員の人件費負担が減少することから販売管理コストが削減されることになる。一方、X社は、新たに販売員を増やすので人件費負担が増加することになる。

( 4 ) そこで、X社は、自社で新たに手配することにより発生する人件費負担増に見合う金額について、納入業者からリポートとして収受することを検討している。



このようなX社の取組は、独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 一般に、大規模小売業者が、自己等の業務に従事させるため、自己等が雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させることは、独占禁止法上問題となる（大規模小売業告示第7項後段・納入業者の従業員等の不当使用等）。
- (2) 本件リベートは、販売形態の変更に伴い、X社が、従前納入業者が負担していた販売員の人件費を肩代わりする代わりにX社の従業員又はX社自ら手配した販売員の人件費に見合う金額を設定するものであり、自己等が雇用する従業員等の人件費をリベートの收受により納入業者に負担させることにほかならず、大規模小売業告示第7項に抵触するおそれがある。

### 4 回答の要旨

X社が、納入業者が派遣する販売員から自己の従業員等に変更するに当たり、新たに発生する人件費負担増に見合う金額について、納入業者からのリベートとして收受することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。



[ 不当な経済上の利益の収受等 ]

### 13 大規模小売業者の食品売場における試食販売イベントの実施

各種イベントの企画・運営業者が、大規模小売業者からの業務委託を受け、大規模小売業者の食品売場における試食販売イベントを行うに当たり、大規模小売業者が業務委託に係る費用の一部を納入業者に一定額の協賛金として負担させることについて、実質的に大規模小売業者が、納入業者に対し、算出根拠が不明確である協賛金を負担させることになることなどから、大規模小売業者について、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 相談者 X社（各種イベントの企画・運営を行う事業者）

2 相談の要旨

(1) X社は、各種イベントの企画・運営を行う事業者である。

(2) 大規模小売業者の食品売場における試食販売イベントは、通常、納入業者から派遣された従業員等が自社納入商品のみについて行っているが、X社は、このような試食販売イベントについて、大規模小売業者から委託を受け、次のような方法により、自社の販売員を派遣し、納入業者の従業員等に代わって試食販売業務を行うことを検討している。

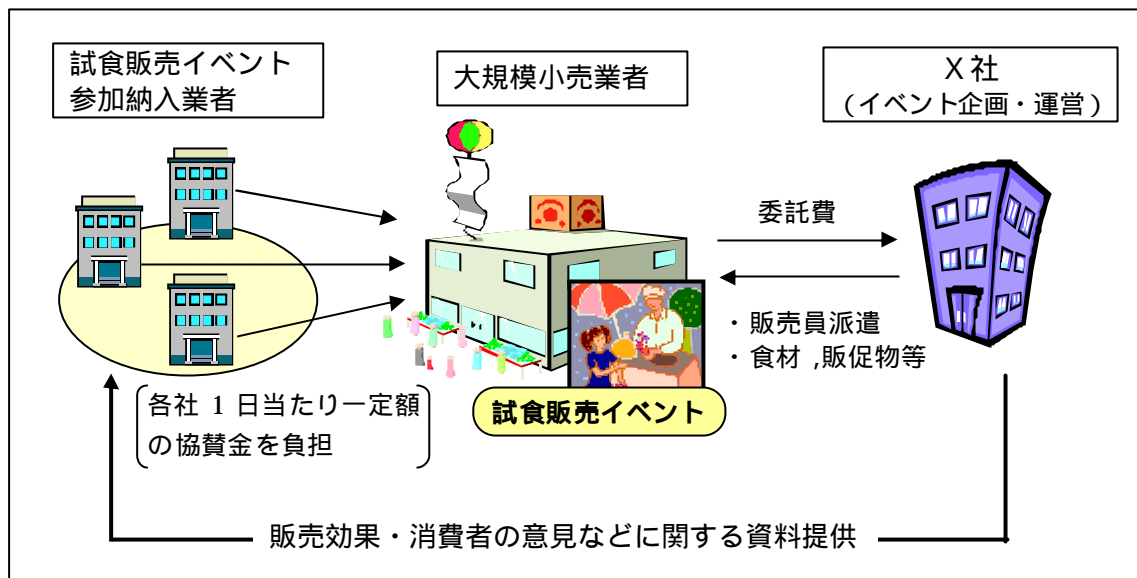
ア 試食販売イベントに参加する納入業者は、1日当たり一定額（ 円）を協賛金として大規模小売業者に支払う。

イ 大規模小売業者は、X社と業務委託契約を締結し、納入業者から支払われた協賛金のうち、一部を大規模小売業者自身の事務経費として控除し、残りの金額をX社に対し委託費として支払う。

なお、試食販売イベントに使用する食材、販促物等は、X社が調達し、試食販売イベントにかかる諸経費を別途納入業者に負担させることはない。

(3) これにより、例えば、納入業者A社のアルコール試飲販売と納入業者B社のつまみの試食販売を同時に開催するなど、複数の納入業者の試食販売イベントを同時に開催することが可能となり、相乗効果による売上げ増加が見込まれる。

なお、X社は、試食販売イベントの開催時における販売数量及び販売金額データについて大規模小売業者から提供を受け、その販売効果に関する資料を作成するとともに、売場において、商品に対する消費者の意見を集約した資料の作成も行い、これらの資料を納入業者に提供する。



このようなX社の取組は，独占禁止法上問題ないか。

### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 本件取組によれば，納入業者が大規模小売業者に対して実質的にX社が行う試食販売イベントに係る協賛金を提供することとなることから，大規模小売業者による不公正な取引方法（大規模小売業告示）の問題が生じるかどうかを検討する。
- (2) 一般に，大規模小売業者が，自己等のために，納入業者に本来当該納入業者が提供する必要のない金銭を提供させること，又は，納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭を提供させることは，独占禁止法上問題となる（大規模小売業告示第8項・不当な経済上の利益の收受等）。
- (3) 本件については，
- ア 複数の納入業者が関わる試食販売イベントについて，1日当たり一定額の協賛金を納入業者に負担させることは，本来であれば納入業者ごとに，また，イベントごとに算出方法が異なるものを合算し案分しているだけであると考えられ，算出根拠が不明確であること
  - イ 複数の納入業者がそれぞれ支払うことになる事前に決められた1日当たり一定額の協賛金が，個々の納入業者の商品の売上げ増等となることによる納入業者自体の利益の範囲を超えて過大になるおそれがあること
- から，納入業者に協賛金を提供させることは大規模小売業告示第8項に抵触するおそれがある。

#### 4 回答の要旨

X社及びX社と業務委託契約を締結した大規模小売業者が、前記取組を実施することは、大規模小売業者について、独占禁止法上問題となるおそれがある。

## < 参照条文 >

### 【独占禁止法】

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 1 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 3 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 4 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 5 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

### 【不公正な取引方法】

#### （不当廉売）

第6項 正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

#### （拘束条件付取引）

第13項 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

#### （優越的地位の濫用）

第14項 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

- 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。

#### （競争者に対する取引妨害）

第15項 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

## 【大規模小売業告示】

( 不当な値引き )

第2項 大規模小売業者が、自己等が納入業者から商品を購入した後において、当該商品の納入価格の値引きを当該納入業者にさせること。ただし、当該納入業者の責めに帰すべき事由により、当該商品を受領した日から相当の期間内に、当該事由を勘案して相当と認められる金額の範囲内で納入価格の値引きをさせる場合を除く。

( 納入業者の従業員等の不当使用等 )

第7項 大規模小売業者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、自己等の業務に従事させるため、納入業者にその従業員等を派遣させ、又はこれに代えて自己等が雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。

一 あらかじめ納入業者の同意を得て、その従業員等を当該納入業者の納入に係る商品の販売業務(その従業員等が大規模小売業者の店舗に常駐している場合)にあっては、当該商品の販売業務及び梱卸業務)のみに従事させる場合(その従業員等が有する販売に関する技術又は能力が当該業務に有効に活用させることにより、当該納入業者の直接の利益となる場合に限る。)

二 派遣を受ける従業員等の業務内容、労働時間、派遣期間等の派遣の条件についてあらかじめ納入業者と合意し、かつ、その従業員等の派遣のために通常必要な費用を大規模小売業者が負担する場合

( 不当な経済上の利益の収受等 )

第8項 前項に規定するもののほか、大規模小売業者が、自己等のために、納入業者に本来当該納入業者が提供する必要のない金銭、役務その他の経済上の利益を提供させ、又は当該納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

## 公正取引委員会における事前相談制度の概要

相談者

申出書の提出

申出書の補正  
(資料の追加提出を含む。)

公正取引委員会

### < 申出者の要件 >

相談の対象となる行為を行おうとする事業者又は事業者団体からの申出であること。

将来自ら行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。

申出者名並びに相談及び回答の内容が公表されることに同意していること。

### 回答

(原則として、申出書を受領してから30日以内。追加的な資料提供を求めた場合には、最後の資料を受領してから30日以内。)

### 公正取引委員会ホームページ

- 事前相談制度について
- 過去に回答した事例
- 申出書様式
- 申出書提出窓口一覧

公表  
(原則として、回答を行ってから30日以内。)

相談窓口一覧

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 相談指導室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03)3581-5481	茨城県・栃木県 群馬県・埼玉県 千葉県・東京都 神奈川県・新潟県 長野県・山梨県
北海道事務所 総務課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 電話 (011)231-6300	北海道
東北事務所 総務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 電話 (022)225-7095	青森県・岩手県 宮城県・秋田県 山形県・福島県
中部事務所 総務課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 電話 (052)961-9421	富山県・石川県 岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 総務課	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話 (06)6941-2173	福井県・滋賀県 京都府・大阪府 兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所 中国支所 総務課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 電話 (082)228-1501	鳥取県・島根県 岡山県・広島県 山口県
近畿中国四国事務所 四国支所 総務課	〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎 電話 (087)834-1441	徳島県・香川県 愛媛県・高知県
九州事務所 総務課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 電話 (092)431-5881	福岡県・佐賀県 長崎県・熊本県 大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話 (098)866-0049	沖縄県

